平成２７年（フ）第８４号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地24棟504号、前住所大阪府岸和田市土生町２丁目16番10―406号
債務者　日浅誠太郎
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　剛司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第９３号
大阪府泉大津市穴田73番地の６ふじブルーム305号
債務者　田中　修一
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　剛司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５３号
奈良県天理市石上町763番地16
債務者　杉本　芳雄
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊井　正宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
奈良地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２９号
北海道伊達市末永町49番地55　道営末永中央団地Ｃ―503号
債務者　高橋　勝彦
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第３０号
北海道室蘭市東町５丁目12番16号、前住所北海道室蘭市幌萌町93番地68
債務者　伊勢亜紀子（旧姓新居）
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第３１号
北海道登別市美園町５丁目12番地１
債務者　中川　修一
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第４１号
北海道帯広市柏林台南町５丁目１番地　市営柏林南６―658
債務者　渡辺　孝子
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第５５号
愛知県一宮市時之島字手招27番地１
債務者　秋丸ミツヱ
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３２号
愛知県豊田市永覚新町５丁目236番地19　アイルーム豊田永覚Ⅱ208号
債務者　長田　真典
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２８号
香川県高松市香川町大野2200番地　県住10―102
債務者　石倉　祐子（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３５号
香川県高松市西春日町1407番地　県住11―204
債務者　藤川欣代子
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５号
千葉県四街道市大日376番地27　エステ・スクエア四街道716
債務者　須藤　政治
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２７号
千葉県佐倉市西志津４丁目29番11号　ガーデンハイツ蜂谷101号
債務者　宮崎　伸江
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２９号
千葉県八街市八街へ199番地672
債務者　佐野　　茂
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３０号
千葉県佐倉市上志津1792番地　スペースⅡ304号
債務者　佐藤　由美（旧姓西山）
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３２号
千葉県成田市郷部203番地２
債務者　平澤　光代
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３９号
千葉県印西市内野２丁目１番地８棟101号
債務者　吉岡　久江
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第４１号
千葉県成田市橋賀台３丁目５番地　12棟102号
債務者　勝間田義則
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部